

平成30年度において

# 講じようとする小規模企業施策

この文書の記載事項については、数量、金額等は概数によるものがあり、  
また、今後変更される場合もあることに注意されたい。

<b>第1章</b>	<b>需要を見据えた経営の促進</b>	<b>217</b>
	第1節 生産性向上・技術力の強化	217
	第2節 IT化の促進	219
	第3節 販路・需要開拓支援	219
	第4節 海外展開支援	220
<b>第2章</b>	<b>新陳代謝の促進</b>	<b>223</b>
	第1節 創業支援	223
	第2節 事業承継支援	226
	第3節 資金繰り支援、事業再生支援	228
	第4節 人材・雇用対策	230
<b>第3章</b>	<b>地域経済の活性化に資する事業活動の推進</b>	<b>234</b>
	第1節 地域資源の活用	234
	第2節 商店街・中心市街地の活性化	236
	第3節 その他の地域活性化施策	237
<b>第4章</b>	<b>地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備</b>	<b>238</b>
	第1節 経営支援体制の強化	238
<b>第5章</b>	<b>その他の小規模企業振興関係施策</b>	<b>239</b>
	第1節 被災地の中小企業・小規模事業者対策	239
	第2節 財務基盤の強化	243
	第3節 取引価格の適正化、消費税転嫁対策	244
	第4節 消費税軽減税率対策	246
	第5節 経営安定対策	246
	第6節 官公需対策	247
	第7節 人権啓発の推進	247
	第8節 調査・広報の推進	248
<b>第6章</b>	<b>業種別・分野別施策</b>	<b>249</b>
	第1節 中小農林水産関連企業対策	249
	第2節 中小運輸業対策	252
	第3節 中小建設・不動産業対策	253
	第4節 生活衛生関係営業対策	254
	第5節 環境・エネルギー対策	255
	第6節 知的財産対策	256
	第7節 標準化の推進	260

平成 26 年 6 月 20 日に成立した小規模企業振興基本法においては、小規模事業者の事業の持続的発展との基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関する施策を講じる際の四つの基本方針を定めている。

<基本方針>

1. 国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進及び新たな事業の展開の促進を図ること。
2. 小規模企業の経営資源の有効な活用並びに小規模企業に必要な人材の育成及び確保を図ること。
3. 地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する小規企業の事業活動の推進を図ること。
4. 小規模企業への適切な支援を実施するための支援体制の整備その他必要な措置を図ること。

これら四つの基本方針の実現に向け、「小規模企業振興基本計画(平成 26 年 10 月 3 日閣議決定)」において、四つの目標を設定している。

- (1) 需要を見据えた経営の促進
- (2) 新陳代謝の促進
- (3) 地域経済の活性化に資する事業活動の推進
- (4) 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

以下では、上記四つの目標に取り組むために、平成 30 年度において講じようとする小規模企業施策を紹介していく。

## 第1章 需要を見据えた経営の促進

### <小規模企業振興基本計画における目標(1)>

#### (1) 需要を見据えた経営の促進

—顔の見える信頼関係をより積極的に活用した需要の創造・掘り起こし—

小規模企業は、人口減少や生活様式の変化などの我が国経済社会の構造変化による需要の減少に直面している。加えて、資金、人材、商品開発力などの経営資源の制約から、価格競争力や販売力が弱く、構造変化の影響を受けやすいという性質を有している。

他方で、顔の見える信頼関係に基づいた取引が強みであるため、大企業が応えきれないニーズを捉え、価格競争に巻き込まれない様々な商品・サービスを開発・提供することにより、国内外の新たな需要を開拓する潜在的な対応力を有している。さらに、ITの普及に伴い、規模が小さな企業であってもこれまでの商圈を越えて活躍する可能性は拡大している。こうした小規模企業の構造変化への“潜在的な対応力”を最大限に発揮するため、自らの強みを把握した上での需要の創造や掘り起こし、ITのさらなる活用、新たな商品・サービスの開発・提供など、需要を見据えた計画的な経営を促進する。

#### 第1節 生産性向上・技術力の強化

##### 1. 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業 【30年度予算：130.0億円】

中小ものづくり高度化法の計画認定又は地域未来投資促進法の計画承認を受けた中小企業・小規模事業者が大学、公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発等に関する取組を支援する。

また、中小企業等経営強化法に基づいて認定された異分野連携新事業分野開拓計画に従って行う中小企業・小規模事業者が、産学官連携して行う新しいサービスモデルの開発等を支援する。(継続)

##### 2. 産業技術総合研究所における中堅・中小企業への橋渡しの取組

国立研究開発法人産業技術総合研究所において、地域の中堅・中小企業のニーズ等を把握している公設試験研究機関に産総研のイノベーションコーディネータを配置する等の全国規模の連携体制を構築し、地域企業の有する革新的な技術シーズを事業化につなぐ「橋渡し」機能の強化に取り組み、中堅・中小企業等の研究開発を支援する。(継続)

##### 3. 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に向けた総合支援

中小ものづくり高度化法に基づき、高度化指針に沿った特定研究開発等計画について認定を行い、計画が認定された中小企業・小規模事業者に対して戦略的基盤技術高度化支援事業や、融資、保証の特例等により総合的な支援を実施する。(継続)

#### 4. 研究開発税制(中小企業技術基盤強化税制) 【税制】

中小企業者等について、試験研究費の総額に応じて税額控除を認める「総額型」を試験研究費の増加割合に応じた税額控除率(12%~17%)とする仕組みへ見直す(大企業は6%~14%)とともに、試験研究費の増加割合が5%を超える場合には税額控除の上限を10%上乘せする措置を講ずる。

さらに、税額控除の対象となる試験研究費に、第4次産業革命型の「サービス開発」を支援対象に追加する。また、特別試験研究費(大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用)の総額に係る税額控除制度、試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合に、その超過額に一定の割合を乗じた額を控除できる制度等を引き続き講じる。(継続)

#### 5. 中小企業技術革新制度(SBIR制度)に基づく支援

新産業の創出につながる新技術開発のための特定補助金等の指定、支出の目標額、特定補助金等を利用して開発した成果の事業化支援措置等の方針の作成等により、引き続き国の研究開発予算の中小企業・小規模事業者への提供拡大、及び技術開発成果の事業化を図る。さらに、技術開発成果の事業化を促進するため、特定補助金等の採択企業の技術力をPRするデータベースや日本政策金融公庫による低利融資等の事業化支援措置を中小企業・小規模事業者等に周知し、利用促進を図るとともに、特定補助金等への多段階選抜方式の導入拡大を図る。(継続)

#### 6. 異分野連携新事業分野開拓

中小企業等経営強化法に基づき、異分野の中小企業が連携し、その経営資源(技術、販路等)を有効に組み合わせて行う新商品・新サービスの開発・販売等の事業計画に対して認定を行い、補助金による支援を行うとともに、融資、保証の特例などにより総合的な支援を実施する。(継続)

#### 7. 医工連携事業化推進事業 【30年度予算: 30.4億円】

医療機器開発支援ネットワークを推進し、開発初期段階から事業化に至るまでの切れ目ない支援として伴走コンサルを実施する。

また、ものづくり中小企業や医療機関等の連携による医療機器開発を促進するため、平成30年度は開発・事業化事業において35件程度の医療機器実用化を支援する。(継続)

## 8. 企業活力強化資金（ものづくり関連） 【財政投融资】

中小事業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化、中小企業者のものづくり基盤技術の高度化の促進並びに下請け中小企業の振興を図るため、日本政策金融公庫が必要な資金の貸付を行う。（継続）

## 9. 中小企業等経営強化法

中小企業等経営強化法の改正を含む産業競争力強化法等の一部を改正する法律案を第196回通常国会に提出しており、①親族外・社外承継の増加に対応するため、M&Aなどにより他社の事業を承継して経営力向上を図る中小企業に対して税制措置や許認可の承継などの支援を行う②経営支援体制の強化のため、経営革新等支援機関の認定制度について更新制を導入して定期的に業務遂行能力を確認することとする③中小企業のIT導入支援のための支援体制整備などの措置を盛り込んでいる。また中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画を策定し、認定された企業に対し、引き続き固定資産税の軽減措置や日本政策金融公庫の融資制度等税制面や金融面の支援を講じる。（新規）

## 10. 中小企業経営強化税制【税制】

中小企業等経営強化法の認定を受けた計画の中小企業が経営力向上設備等を取得した場合に、即時償却又は10%の税額控除（資本金3,000万円超の法人の税額控除は7%）ができる措置。（継続）

## 11. 生産性革命のための固定資産税の減免措置の創設

生産性向上特別措置法に基づく市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等であって、生産、販売活動等の用に直接供されるものに係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格にゼロ以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置。なお、本措置に合わせ、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援する。（新規）

## 第2節 IT化の促進

## 1. 政府系金融機関の情報化投資融資制度（IT活用促進資金）【財政投融资】

中小企業の生産性向上に寄与するIT活用を促進するため、日本政策金融公庫による融資を実施し、特に、IT投資と同時に情報セキュリティ対策を講じる者に対する金利引下げ措置を講じる。（継続）

## 第3節 販路・需要開拓支援

## 1. 小規模事業対策推進事業 【30年度予算：49.4億円】

小規模支援法に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援する。また、地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業に対し、幅広い支援を行う。(継続)

## 2. 各種展示会や商談会等による販路開拓支援

中小企業・小規模事業者が農商工連携や地域資源活用等により開発した商品・サービス等について、中小企業基盤整備機構が展示会や商談会等の開催を通じて、販路開拓・拡大を支援する。(継続)

## 3. 販路開拓コーディネーター事業

中小企業者等が新商品・新技術・新サービスについて、首都圏・近畿圏におけるテストマーケティング活動の実践を通じ、新たな市場への手がかりを掴むとともに、販路開拓の力をつけることを中小企業基盤整備機構に配置されている商社・メーカー等出身の販路開拓の専門家（販路開拓コーディネーター）が支援する。(継続)

## 4. 販路開拓サポート支援事業

中小企業基盤整備機構が、自ら主催する展示会またはそれらの同時開催展等に出展する企業に対し、バイヤーの招聘や販路開拓のアドバイス等を行うことにより、マッチングを促進し、中小・ベンチャー企業の販路開拓を支援する。(継続)

## 5. 新事業創出支援事業

中小企業基盤整備機構の全国10支部・事務所にマーケティング等に精通した専門家を配置し、中小企業等経営強化法、中小企業地域産業資源活用促進法、農商工等連携促進法に基づく事業計画の策定により、新事業に取り組む中小企業等に対して一貫してきめ細かな支援を行った。(継続)

## 6. J-GoodTech（ジェグテック）

中小企業基盤整備機構が、優れた製品・技術・サービス等を有する日本の中小企業の情報をウェブサイトに掲載し、国内大手メーカーや海外企業につなぐことで、中小企業の国内外販路開拓を支援する。(継続)

### 第4節 海外展開支援

#### 1. 日本の中堅・中小企業とのグローバルアライアンス支援

日本の中堅・中小企業と外国企業との投資提携等を支援すべく、独立行政法人日本貿易振

興機構（以下「JETRO」という。）、中小企業基盤整備機構等の関係機関が連携し、対日投資に関心のある外国企業と国内中堅・中小企業とのマッチング支援を引き続き実施。（継続）

#### 2. 中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業 【30年度予算：20.4億円】

中小企業・小規模事業者の海外展開を支援するため、JETRO と中小企業基盤整備機構が連携して、海外の市場動向や規制等の情報提供、実現可能性調査（F/S）、輸出体制の構築等を通じた企業発掘から、国内外の展示会出展支援や海外バイヤー招聘等を通じた海外販路開拓支援、経済連携協定に基づく原産地証明制度等の普及啓発等、現地進出後の支援まで海外展開の様々な段階におけるニーズに応じた施策によって戦略的に支援を行っていく。（継続）

#### 3. JAPAN ブランド育成支援事業 【30年度予算：10.5億円の内数】

中小企業の海外販路開拓の実現を図るため、複数の中小企業が連携し、自らが持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定や、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等の取組を支援する。（継続）

#### 4. 海外展開・事業再編資金 【財政投融資】

経済の構造的変化に適応するために海外展開または海外展開事業の再編を行うことが経営上必要な中小企業の資金繰りを支援するため、日本政策金融公庫による融資を実施していく。（継続）

#### 5. 海外子会社の資金調達支援等

日本政策金融公庫が、中小企業等経営強化法の経営革新計画の承認等を受けた中小企業者の海外子会社等の現地金融機関からの借入れに対して、債務保証（スタンドバイ・クレジット（信用状）の発行）を行い、事業者の海外子会社等の資金調達を支援する。（継続）

#### 6. 技術協力活用型・新興国市場開拓事業 【30年度予算：45.6億円の内数】

我が国企業の新興国市場獲得支援のため、以下3事業を実施。

- ①経営・製造・オペレーション等に従事する開発途上国の管理者・技術者等に対し、日本への受入研修、専門家派遣による指導等を支援する。
- ②日本で働くスキルを有する外国人材の育成と日本企業における体制強化のため、日本企業への外国人のインターンシップ受入を実施する。
- ③開発途上国の社会課題を解決する製品・サービスの開発等に、開発途上国現地の大学・研究機関・NGO・企業等と共同で取り組む日本企業への補助を行う。（継続）

#### 7. 民間連携ボランティア制度の活用及び帰国 JICA ボランティアとのマッチング

国際協力機構（以下「JICA」という。）においては各企業のニーズに合わせ、社員を青年海外協力隊・シニア海外ボランティアとして途上国に派遣する民間連携ボランティア制度を活用し、グローバル社会で活躍できる人材の育成に努める。また、帰国したJICAボランティアの就職支援の一環として、特定の途上国を熟知した人材と企業が必要とする人材のマッチング促進を行う。（継続）

#### 8. 中小企業の貿易保険利用における企業信用調査料の減免措置

中小企業の貿易保険を活用した輸出支援のため、貿易保険を利用する際の格付付与に必要な取引先の信用情報の提供について、日本貿易保険（以下「NEXI」という。）が代わって信用情報を取得し、その費用を負担する措置を引き続き講じる。（継続）

#### 9. 中小企業による貿易保険の利用促進のための普及・広報活動（セミナー・相談会等）

中小企業による貿易保険の利用を促進するため、中小企業向けのホームページを刷新。JETRO等が全国で主催するセミナーや提携地方銀行等の行員勉強会等にNEXIから講師を派遣し、貿易保険の普及啓発を行う。説明会等では、中小企業向け商品である中小企業・農林水産業輸出代金保険を中心に、わかりやすい紹介動画や漫画冊子を活用し、引き続き貿易保険の一層の理解と普及に努める。（継続）

#### 10. 貿易保険へのアクセス改善

中小企業の海外展開を支援するため、NEXIは、平成23年12月に地方銀行11行との提携による「中小企業海外事業支援ネットワーク」を発足。提携機関は年々拡大し、また、平成28年には信用金庫も提携を行うことで信金ネットワークを構築。全国117金融機関によるネットワークの構築に至り（平成30年2月現在）、引き続きネットワークの拡大を図る。（継続）

#### 11. 安全保障貿易管理の支援

外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理の実効性向上のための説明会の開催や、中小企業基盤機構やJETROとの連携による専門家派遣等を通じ、輸出や技術提供を行う中小企業における安全保障貿易管理に係る自主管理体制の整備を支援する。（継続）

#### 12. BOPビジネスの推進

途上国の成長市場における日本企業のビジネス展開を支援するため、BOP／ボリュームゾーン・ビジネスを推進する。具体的に、JETROでは、現地コーディネーターの活用などを通じ、事業フェーズに応じた支援を行い、企業の個別支援を実施する。また、BOPビジネスを考える日本企業を対象とした国内相談会・商談会の他、調査を通じたマーケティング支援、現地でのマッチング支援などを行い、BOP／ボリュームゾーン・ビジネスへの積極的な参入

を促進する。さらに、アフリカに拠点を設立することを目指す企業を支援するための実証事業を継続して実施する。(継続)

13. 基礎調査, 案件化調査, 普及・実証事業 (中小企業製品・技術と ODA のマッチング事業) 【30 年度予算 : 1,505 億円の内数】

ODA により、日本の中小企業等の優れた製品・技術等を途上国の開発に活用することで、途上国の開発と日本経済の活性化の両立を図ることを目的としている。(継続)

14. 中小企業等の海外展開支援 (中小企業製品を活用した機材供与) 【30 年度予算 : 1,605 億円の内数】

途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、日本の中小企業の製品を供与することを通じ、その途上国の開発を支援するのみならず、中小企業の製品に対する認知度の向上等を図るもの。(継続)

15. 新輸出大国コンソーシアム 【30 年度予算 : 239.3 億円の内数】

中堅・中小企業等の海外展開を支援するため、JETRO、中小企業基盤整備機構、NEDO、金融機関などの支援機関を幅広く結集し、2016 年 2 月に設立した新輸出大国コンソーシアムにおいて、専門家が企業に寄り添い、各種支援策を活用しつつ、事業計画の策定から販路開拓、現地での商談へのサポートに至るまで、総合的に支援する。(継続)

## 第2章 新陳代謝の促進

### 第1節 創業支援

1. 地域創造的起業補助金 【30 年度予算 : 6.3 億円の内数】

地域で新需要を創造する新商品・サービスを提供する创业者の創業費用を支援する。平成 29 年度より、事業実施期間中に 1 人以上の雇用を要件とし、民間金融機関等からの外部資金の活用が見込まれ、経営安定化のために継続して第三者からの支援が期待できる事業に対して重点的に支援を行う。(新規)

2. 創業支援事業者補助金 【30 年度予算 : 6.3 億円の内数】

産業競争力強化法における特定創業支援事業を行う創業支援事業者が、認定創業支援事業計画に基づき行う創業支援 (兼業・副業を通じた創業ニーズにも対応) や創業支援の質の向上を図る取組等を支援する。(新規)

3. 新創業融資制度 【財政投融资】

日本政策金融公庫が、新たに事業を開始する者や事業を開始して間もない者に対し、無担保・無保証人で融資を実施する。(継続)

#### 4. 女性、若者／シニア起業家支援資金 【財政投融资】

女性や35歳未満の若者、55歳以上の高齢者のうち、開業して概ね7年以内の者を対象に日本政策金融公庫が優遇金利を適用し、多様な事業者による新規事業の創出を支援する。(継続)

#### 5. 再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）【財政投融资】

日本政策金融公庫が、事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者に対して融資を実施する。(継続)

#### 6. 創業者向け保証

民間金融機関による創業者への融資を後押しするため、信用保証協会において、これから創業する者又は創業後5年未満の者等を対象とする保証制度を実施する。創業関連保証については、信用補完制度の見直しにより、平成平成30年4月から保証限度額を1250万円から2000万円に拡充する。(継続)

#### 7. ファンド出資事業（起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド）

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小企業基盤整備機構が出資（ファンド総額の1/2以内）を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業（中小企業）や新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大を図る。(継続)

#### 8. グローバル・ベンチャー・エコシステム連携強化事業 【30年度予算：3.1億円】

新事業創造の担い手である起業家・ベンチャー企業や大企業、ベンチャー支援人材（VC等）等からなる「ベンチャー創造協議会」の活動を通じて、事業連携の促進やネットワーク形成等を図り、国内のスタートアップ・コミュニティを活性化する。

また、「シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト」として、起業家や中堅・中小企業等のシリコンバレーへの派遣や日米交流イベントの開催等によってシリコンバレーとのネットワーク形成を進める。(継続)

#### 9. 潜在的創業者掘り起こし事業 【30年度予算：6.3億円の内数】

国で定めた一定水準のカリキュラムを実施する創業スクールを公認し、創業者の基礎的な知識習得を支援する。加えて、潜在的創業者の掘り起こし等に繋げるとともに、将来の地域の創業者を日本全国で増やす観点から、全国的なビジネスプランコンテストを開催する。(新規)

## 10. エンジェル税制 【税制】

創業後間もないベンチャー企業への個人投資家（エンジェル）による資金供給を促進するため、引き続き、本税制の普及啓発を実施し、起業促進に向けた環境整備を図る。（継続）

## 11. 企業のベンチャー投資促進税制 【税制】

企業が、産業競争力強化法に基づき経済産業大臣の認定を受けたベンチャーファンド（投資額の5割以上を地方に所在するベンチャー企業へ投資する場合に限る。）を通じてベンチャー企業に出資した場合に、その出資額の5割を限度として損失準備金を積み立て、損金算入することができる制度である。（平成30年度税制改正において、産業競争力強化法の改正を前提に、適用期限を1年延長することとされた。）本制度が有効活用され、我が国から多くの魅力的なベンチャー企業が生まれるよう、引き続き周知普及を徹底する。（継続）

## 12. 経営革新支援事業

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が新たな事業活動を行うことで経営の向上を図ることを目的として作成し、承認された経営革新計画に対し、低利の融資制度や信用保証の特例等の支援策を通じ、その事業活動を支援する。（継続）

## 13. 地域における創業支援体制の構築

地域の創業を促進させるため、産業競争力強化法において、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援事業計画を作成し、国の認定を受けた場合、計画に基づく創業支援を受けた創業者に対し、信用保証の拡充、税制（登録免許税半減）等の支援を行うとともに、創業支援事業者に対し信用保証等の支援を行う。（継続）

## 14. 中小企業・小規模事業者経営力強化融資・保証事業【財政投融資】

日本政策金融公庫が、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を通じ経営革新又は異分野の中小企業と連携して新分野の開拓等を行う中小企業の経営力や資金調達力の強化を支援するため、必要な資金の貸付を行う。（継続）

## 15. 女性起業家等支援ネットワーク構築事業 【30年度予算：2.1億円の内数】

女性の起業を支援するため、平成28年度から全国10箇所に形成している地域の金融機関や産業・創業支援機関等を中心とした女性起業家等支援ネットワークを通じて、起業ニーズの引き出し・整理、女性起業家のロールモデルの提示、金融機関等への橋渡しなどを実施する。特に、起業前段階にいる女性への支援を重点的に実施するとともに、ネットワーク内の連携を強化し女性起業支援事例を創出する。（継続）

16. ローカル 10,000 プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）【30 年度予算：14.5 億円の内数】

産学金官の連携により、地域の資源と資金（地域金融機関の融資）を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援するため、民間事業者等が事業化段階で必要となる経費について、地方公共団体が助成を行う場合、その助成に要する経費の一部を交付する。平成 30 年度から、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も試験的に対象としたり、特別交付税措置の拡充をしたりするなど、支援内容を充実させる。（継続）

17. 生涯現役起業支援助成金【30 年度予算：0.8 億円】

中高年齢者の雇用機会の創出を図り、生涯現役社会の実現を推進するため、中高年齢者が起業を行う際に必要となる、募集・採用や教育訓練にかかる経費の一部を助成する。また、起業後一定期間経過後に生産性向上が図れた場合に、助成額の上乗せ支給を行う。（継続）

18. 地域創造的起業補助金【29 年度予算：6.3 億円の内数】

地域で新需要を創造する新商品・サービスを提供する創業者の創業費用を支援する。平成 29 年度より、事業実施期間中に一人以上の雇用を要件とし、民間金融機関等からの外部資金の活用が見込まれ、経営安定化のために継続して第三者からの支援が期待できる事業に対して重点的に支援を行う。（新規）

## 第2節 事業承継支援

### 1. 小規模企業共済制度

小規模企業の経営者に退職金を支給する小規模企業共済制度について、引き続き、制度への加入促進と共済金等の支給を着実に実施する。（継続）

### 2. 中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業（事業引継ぎ支援事業）【30 年度予算：68.8 億円の内数】

後継者不在等の問題を抱える中小企業・小規模事業者に対し、各都道府県の各認定支援機関に設置されている「事業引継ぎ支援センター」において、事業引継ぎ等に関する情報提供・助言等を行うとともに、M&A 等によるマッチング支援を実施する。平成 30 年度は、「事業承継ネットワーク（下記参照）」や中小企業支援機関との連携を強化するほか、引継ぎ支援センターの体制を強化し、事業者に対して早期かつ計画的な事業承継を促進するとともに、より小規模な M&A 等によるマッチング支援体制を強化する。（継続）

### 3. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除制度（事業承継税制）【税制】

事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」を、今後 5 年以内に承継計画（仮称）を提出し、10 年以内に実際に承継を行う者を対象とし、抜本的に拡充する。

具体的には、①対象株式数・猶予割合の拡大②対象者の拡大③雇用要件の弾力化④新たな減免制度の創設等を行う。(継続)

- ①対象株式数の上限を撤廃し全株式を適用可能に。また、納税猶予割合も100%に拡大することで、承継時の税負担が生じない制度とする。
- ②親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援する。
- ③5年間で平均8割以上の雇用要件を未達成の場合でも、猶予を継続可能にする(経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要)。
- ④売却額や廃業時の株価を基に納税額を計算し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減する。

※以上のほか、相続時精算課税制度の適用範囲の拡大及び所要の措置を講じる。

#### 4. 経営承継円滑化法による総合的支援

経営承継円滑化法には遺留分の制約を解決するための民法の特例をはじめとした総合的支援が盛り込まれており、民法特例の適用の基礎となる経済産業大臣の確認を実施する。(継続)

また、M&Aによる事業引継ぎに際して、社外第三者(後継予定の者)に生じる株式買収資金等の資金ニーズに対応するため、買収を行う中小企業者等の代表者未就任のものも対象に含むよう、金融支援の対象範囲を拡充する。(継続)

#### 5. 事業承継円滑化支援事業

全国各地で中小企業の事業承継を広範かつ高度にサポートするため、中小企業支援者向けの研修や事業承継フォーラムによる中小企業経営者等への普及啓発を実施する。(継続)

#### 6. 事業承継・世代交代集中支援事業(プッシュ型事業承継支援高度化事業)【30年度予算: 50.0億円の内数】

各都道府県に拠点を置く支援機関等による、地方自治体等と連携した、地域における事業承継支援ネットワークを構築することにより、地域で行う事業承継支援を促進する。各地域の事業承継支援において中核的役割を果たす支援機関において、国から地域別・業種別休業リスク分析等の高度なデータの提供を受けた上、それらデータの分析結果に基づいて、特に支援が必要とされる地域・業種に対して、集中的かつ効果的に、プッシュ型の働きかけを行う。データ分析やその活用等を効果的に行うため、中核的支援機関に対して、必要なスキル・能力を担当者に取得させる研修・講習会を行うことを支援し、専門的視点・資質をもったコーディネーターを配置する。(新規)

#### 7. 事業承継・世代交代集中支援事業(事業承継補助金)

事業承継・世代交代を契機として、経営革新や事業転換に挑戦する中小企業に対し、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要な経費を支援する。また、サプライチェーンや地域に根付いた価値ある事業の継続のために、事業再編・事業統合を促進して、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展を図る取組に必要な経費を支援する類型を新設する。(継続)

### 第3節 資金繰り支援、事業再生支援

#### 1. セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）【財政投融資】

日本政策金融公庫が、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化を来している中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援する。(継続)

#### 2. 小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）【財政投融資】

日本政策金融公庫が、小規模事業者を金融面から支援するため、商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会の経営指導を受けている小規模事業者に対して、無担保・無保証・低利で融資を行う。(継続)

#### 3. 小規模事業者経営発達支援融資事業【財政投融資】

日本政策金融公庫が、事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、低利で融資を行う。(継続)

#### 4. 資本金劣後ローンの推進【財政投融資】

日本政策金融公庫が、新事業展開や経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、財務体質を強化するとともに、民間金融機関からの資金調達を円滑に図るため、金融検査上自己資本とみなし得る一括償還の資金（資本金資金）を供給することで、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援する。(継続)

#### 5. 中小企業・小規模事業者経営力強化融資・保証事業【財政投融資】

日本政策金融公庫が、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を通じ経営革新又は異分野の中小企業と連携して新分野の開拓等を行う中小企業の経営力や資金調達力の強化を支援するため、必要な資金の貸付を行う。(継続)

#### 6. 借換保証の推進

信用保証協会による複数の借入債務の一本化を通じて、中小企業・小規模事業者の足下の返済負担の軽減を図っていくため、平成30年度も借換保証を引き続き実施する。また、経営者に事業改善の意欲があるにもかかわらず、返済条件を緩和の実施による前向きな金融

支援を受けることが困難な中小企業・小規模事業者を支援するため、条件変更改善型借換保証についても引き続き平成30年度も実施する。(継続)

#### 7. セーフティネット保証

信用保証協会が、取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業・小規模事業者に対し、通常の保証枠とは別枠での保証を実施する(保証割合100%。保証限度額は無担保8,000万円、最大2億8,000万円。)(継続)

#### 8. 信用保証協会による経営支援事業 【30年度予算：13.0億円】

信用保証協会が、信用保証協会の利用者又は利用予定している創業(予定)者、経営改善や事業承継、生産性向上に取り組もうとする中小企業・小規模事業者に対して、地域金融機関と連携して、専門家派遣をはじめとした経営支援を実施し、経営支援と一体となった資金繰り支援を実施する。(継続)

#### 9. 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

借入金の返済負担等の財務上の問題を抱え、金融支援を含む本格的な経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者や、資金繰り管理・採算管理といったより早期の経営改善が必要な中小企業・小規模事業者の経営改善を促進するため、中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関(税理士・公認会計士・地域金融機関等)が中小企業・小規模事業者に対して行う経営改善計画の策定支援やフォローアップに要する費用の一部(2/3)を負担する。(継続)

#### 10. 中小企業再生支援協議会 【30年度予算68.8億円の内数】

各都道府県の商工会議所等に設置した中小企業再生支援協議会において、事業の収益性はあるが、債務超過等の財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者等に対し、窓口相談による課題解決に向けたアドバイスや、関係金融機関等との調整も含めた再生計画の策定支援を行う。(継続)

#### 11. 中小企業再生ファンド

再生に取り組む中小企業の経営支援や必要な資金供給を実施するため、中小企業基盤整備機構と地域金融機関、信用保証協会等が一体となって、中小企業の再生を地域内で支援する地域型ファンドや広域的に支援する全国型ファンドの組成の促進・活用に取り組む。(継続)

#### 12. 「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進等 【30年度予算：1.0億円】

平成25年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の一層の周知・活

用の促進を図るため、中小企業基盤整備機構地域本部等による相談窓口やガイドラインの利用をご希望の方への専門家派遣、融資慣行として浸透・定着を図る観点から広く実践されることが望ましい取組事例の収集・公表、関係省庁がより密接に連携した広報等を実施する。

(継続)

#### 13. 金融行政における中小企業に対する経営支援の強化等

金融行政方針に基づき、金融機関に対し、地域企業の真の経営課題を的確に把握し、その解決に資する方策の策定及び実行に必要なアドバイスや資金使途に応じた適切なファイナンスを提供するといった地域企業の価値向上につながる支援を行うよう促す。(継続)

#### 14. 沖縄の中小企業金融対策 【財政投融资】

沖縄振興開発金融公庫を活用した沖縄の中小企業対策は、日本政策金融公庫が行う業務・取組について、同様に行うとともに、沖縄の特殊事情を踏まえ独自の貸付制度を拡充する。

(継続)

#### 15. 信用補完制度の見直し

平成29年6月に「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年4月1日から見直し後の信用補完制度が開始される。今般の見直しによって、創業者や小規模事業者向けの支援拡充、事業承継を受けた経営者個人が利用できる特定経営承継関連保証の創設、大規模な経済危機等に予め適用期限を区切って迅速に発動できる危機関連保証の創設、中小企業・小規模事業者の一層の経営改善や生産性向上を進めていくための仕組みの整備などを行う。(新規)

### 第4節 人材・雇用対策

#### 1. 地域中小企業人材確保支援等事業 【30年度予算：18.5億円の内数】

経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者の人材の確保を支援することを目的に、地域特性に合わせ、各地の中小企業・小規模事業者が必要とする人材を地域内外から発掘、紹介、定着等人材確保支援を実施する。(継続) また、中小企業が中核人材を確保するための中小企業等との持続的なスキームの検討(成功事例の創出)を実施する。(新規)

#### 2. 中小サービス業中核人材の育成支援事業 【30年度予算：0.85億円】

中小サービス事業者の次世代経営人材を育成し、サービス産業の生産性を向上させるため、中小サービス事業者と優良企業をマッチングし、実地研修(一定期間の“修行”)を組成する。研修を通して経営の成功の鍵を体得する機会を提供し、研修に要する費用の一部を補助する。(継続)

**3. スマートものづくり応援隊事業【29年度予算：16.7億円の内数】**

製造現場の経験が豊富な人材や、IoTやロボットに知見を有する人材等が指導者としての汎用的なスキルを身につけるための研修を実施し、育成した指導者を製造業等の中小企業・小規模事業者の現場に派遣することで、こうした企業の生産性向上や新規事業開拓を促進することを目指す。平成30年度は補助率を1/2にし、全国40拠点の整備を目指す。(継続)

**4. 小規模事業者支援人材育成事業【30年度予算：18.5億円の内数】**

商工会・商工会議所の経営指導員等が行う、経営指導の能力向上に向けた研修を全国各地で実施する。(継続)

**5. 中小企業等支援人材育成事業【30年度予算：1.0億円の内数】**

開業・経営に必要なスキルや空き店舗対策、合意形成の手法等のまちづくり特有のスキルの習得を図る座学研修及びインターシップ型実地研修を実施することで、まちづくりを牽引するタウンマネージャー等を育成する。(継続)

**6. 中小企業・小規模事業者人材育成支援事業【30年度予算：25.0億円の内数】**

中小企業等で働く経営者・管理候補者となり得る従業員等を対象に、①社会人基礎力講座や②中小企業等で求められる専門スキル講座を、座学やウェブ講座など多様な形式で提供する。(新規)

**7. 中小企業大学校における人材育成事業**

全国9か所にある中小企業大学校において、中小企業の経営者、管理者等を対象に経営課題の解決に直接結びつくような研修等を実施。(継続)また、地域の事業者からのアクセス改善に向けた研修の拡充や、高度実践プログラムの導入などの機能強化を本格的に実施する。(継続)

**8. ふるさとプロデューサー育成支援事業【30年度予算：10.5億円の内数】**

地域の関係者を巻き込み、地域資源を活かした魅力ある産品を「地域ブランド化」し、販路開拓及び地域への呼び込みを行う取組の中心的担い手となることができる人材育成の取組を支援する。(継続)

**9. 労働者の雇用維持対策【30年度予算：52.3億円】**

景気の変動等に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、雇用調整助成金を支給する。また、本助成金については、不正受給防止対策にも積極的に取り組んでおり、不正受

給を行った事業主名等の公表、実地調査の実施等、本助成金のより一層の適正な支給に努める。(継続)

#### 10. 魅力ある雇用創出に向けた雇用管理の改善の支援 【30年度予算：175.9億円】

人材確保等支援助成金において、企業の雇用管理改善の取組を支援し、魅力ある雇用創出を図るため、中小労確法に基づき各都道府県知事に改善計画の認定を受けた中小企業団体（事業協同組合等）が労働環境向上事業を行った場合に助成を行う。また、中小企業・小規模事業者等が雇用管理制度を新たに導入し、1年経過後に従業員の離職率を低下させた場合に助成を行う。また、介護福祉機器を導入し、従業員の離職率を低下させた場合に助成を行う。加えて、保育事業主及び介護事業主が、賃金制度の整備を通じて従業員の離職率を低下させた場合にも助成する。さらに、能力評価を含む人事評価制度等を整備し、生産性向上、賃金アップ及び離職率低下を実現した場合に助成を行う。なお、雇用管理の改善を図る事業主が、「雇用管理改善計画」を作成し、当計画に係る設備投資を行い、一定の雇用管理改善及び生産性の向上を達成した場合に助成する、「設備改善等支援コース」を平成30年4月に創設予定。さらに、本助成金において雇用管理制度助成コースの助成を受けた中小建設事業主が若年者及び女性の入職率に係る目標を達成した場合や、中小建設事業主が、雇用する登録基幹技能者の賃金テーブルまたは資格手当を増額改定した場合に助成を行う。また、建設事業主又は建設事業主団体が若年者及び女性労働者の入職、定着の取組を実施した場合や、職業訓練法人が建設工事における作業に係る職業訓練の推進を行った場合に助成する。その他、中小建設事業主が被災三県に所在する作業員宿舎等の整備を行った場合や、中小元方建設事業主が建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した場合、職業訓練法人が認定訓練の実施に必要な施設等の設置等をした場合に助成を行う。(継続)

#### 11. 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 【30年度予算：34.1億円】

地域における雇用の創出及び安定を図るため、雇用機会の不足している地域等において事業所の設置又は整備を行い、併せて地域の求職者等を雇い入れる事業主に対して、設置等の費用及び雇入れ人数に応じて助成を行う地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を支給する。(継続)

#### 12. 地域活性化雇用創造プロジェクト 【30年度予算：53.2億円】

地域における安定した良質な雇用の創出に向けた取組を推進するため、産業政策と一体となって正社員雇用の創出に取り組む都道府県を支援する地域活性化雇用創造プロジェクトを実施する。(継続)

また、平成30年度より、中小企業・小規模事業者の働き方改革に資する取組を実施する都道府県に対して、補助額の上限を引き上げる等の特例を設ける。(新規)

### 13. 失業なき労働移動の推進 【30年度予算：62.6億円】

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等（再就職援助計画対象者等）に対して、その再就職を実現するための支援を民間職業紹介事業者に委託等して行う事業主に対して「労働移動支援助成金（再就職支援コース）」を支給する。また、再就職援助計画等の対象となった労働者を早期に雇い入れたり、当該労働者に対して訓練を行った事業主に対して「労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）」を支給する。さらに、中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、生産性向上を図るための中途採用者の採用を拡大した事業主に対して「労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）」を支給する。（継続）

### 14. 人材確保対策推進事業 【30年度予算：25.8億円】

福祉分野（介護・医療・保育）に特化して支援を行っていた福祉人材コーナーを、建設、警備、運輸等を含めた人材不足分野における総合的な専門支援を行う体制に拡充し、マッチング支援の強化を図る。（継続）

### 15. 若者雇用促進法に基づくユースエール認定制度【30年度予算：5.6億円の内数】

若者の雇用管理が優良な中小企業について、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（昭和45年法律第98号）に基づき、厚生労働大臣が「ユースエール認定」企業として認定し、中小企業の情報発信を後押しすることにより、当該企業が求める人材の円滑な採用を支援する。（継続）

### 16. 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援 【30年度予算：29.0億円】

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援として、

- ① 働き方改革に関する相談等にワンストップで対応するため、「働き方改革推進支援センター」を全国（47カ所）に設置し、無料の相談対応・専門家派遣を実施する。（新規）
- ② 傘下企業の労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組を行う中小企業団体に対し、その取組に要した費用を助成する。（新規）
- ③ 全国47都道府県の中小企業・小規模事業者を対象として、生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内の時間給1,000円未満の労働者の賃金を30円以上引き上げた場合に、その設備投資などに要した費用の一部を助成（助成率7/10、企業規模30人以下の小規模事業者は3/4）するとともに、賃金引上げ労働者数に応じて助成上限額上乘せする（1～3人：50万円、4～6人：70万円、7人以上：100万円）。（継続）

### 17. キャリアコンサルティングの普及促進

民間職業紹介・就職支援機関や企業の人事管理・人材育成部門、学校におけるキャリア教育などにおいて、キャリアコンサルティング（労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うこと。）の活用について普及

促進を進める。平成28年4月には、キャリアコンサルティングを行う専門家として「キャリアコンサルタント」を国家資格化したことから、当該資格の周知を進める。また、企業等に対しては、労働者のキャリア形成における「気づき」を支援するため、年齢、就業年数、役職等の節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を設定する仕組みである「セルフ・キャリアドック」の普及拡大を推進する。(継続)

#### 18. 所得拡大促進税制【税制】

持続的な賃上げや人材投資等に取り組む中小企業等を支援するため、平成30年度税制改正において、給与等支給額を増加させた場合に、その増加額の一定割合の税額控除ができる措置を講じます。具体的には、①継続雇用者給与等支給額を対前年度比で1.5%以上増加させた場合には、給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除、さらに、②継続雇用者給与等支給額を前年度比で2.5%以上増加させ、かつ、人材投資や生産性向上に取り組む場合には、給与等支給総額の対前年度増加額の25%の税額控除ができることとしている。(継続)

#### 19. 中小企業・小規模事業者人材育成支援事業【30年度予算：25.0億円の内数】

中小企業等で働く経営者・管理候補者となり得る従業員等を対象に、①社会人基礎力講座や②中小企業等で求められる専門スキル講座を、座学やウェブ講座など多様な形式で提供する。(新規)

#### 20. 特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）【30年度予算：1.0億円】

東日本大震災による被災離職者等の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する。また、対象労働者を10人以上雇い入れる事業主に対して助成金を上乗せする。(継続)

### 第3章 地域経済の活性化に資する事業活動の推進

#### 第1節 地域資源の活用

##### 1. 小規模支援法による経営発達支援計画の認定

小規模支援法に基づき、商工会・商工会議所が小規模事業者の事業計画の策定・実施支援など伴走型の小規模事業者支援について、策定する「経営発達支援計画」の認定を行う。(継続)

##### 2. (再掲)小規模事業対策推進事業【30年度予算：49.4億円】

小規模支援法に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援する。また、地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事

業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業に対し、幅広い支援を行う。(継続)

### 3. (再掲)ふるさと名物支援事業【30年度予算：10.5億円の内数】

中小企業・小規模事業者が、地域資源の活用や農林漁業者との連携により行う、新商品・新サービスの開発、販路開拓を支援する。また、地域資源の活用や、農林漁業者との連携により行う商品開発等に取り組む事業者に対して、一般社団法人等が行う消費者嗜好に関する情報提供、マッチング支援などの取組を支援する。(継続)

### 4. (再掲) JAPAN ブランド育成支援事業【30年度予算：10.5億円の内数】

中小企業の海外販路開拓の実現を図るため、複数の中小企業が連携し、自らが持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定や、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等の取組を支援する。(継続)

### 5. 伝統的工芸品の指定

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝産法」という。）に基づき、伝統的工芸品への指定の申出があった工芸品について調査、検討を行った後、産業構造審議会の意見を聴いて、伝統的工芸品の指定及び指定の変更を行う。(継続)

### 6. 伝統的工芸品産業振興関連補助事業【30年度予算：11.1億円】

(1) 伝産法に基づき、伝統的工芸品産業の振興のため以下の支援を行う。(継続)

①産地の製造協同組合等が実施する以下の事業に対する補助

- ・ 後継者育成事業
- ・ 原材料確保対策事業
- ・ 意匠開発事業
- ・ 連携活性化事業
- ・ 産地プロデューサー事業 等

②伝産法第23条に基づく一般社団法人・一般財団法人が実施する以下の事業に対する補助

- ・ 人材確保および技術技法継承事業
- ・ 産地指導事業
- ・ 普及推進事業
- ・ 需要開拓事業 等

(2) 産地ブランド化推進

伝統的工芸品・地場産品等の産地への観光客誘致・海外販路開拓を後押しするため、各産地にデザイナー等の外部人材等を招聘する取組を支援。

#### 7. 伝統的工芸品の普及・推進事業

伝統的工芸品に対する国民の理解を増進するため、毎年11月を「伝統的工芸品月間」とし、伝統的工芸品月間国民会議全国大会の開催等の普及・啓発事業を実施する。(継続)

#### 8. 地域未来投資の促進【30年度予算：10.0億円】

地域の中核となると期待される「地域未来牽引企業」を引き続き選定・支援すること等を通じて、地域経済の活性化を図るために、地域経済への波及効果が大きい事業に対して、「地域未来投資促進法」を活用し、予算、税制、金融、規制緩和等の政策手段を総動員して重点的に支援していく。(継続)

#### 9. ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）【30年度予算：14.5億円の内数】

産学官の連携により、地域の資源と資金（地域金融機関の融資）を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援するため、民間事業者等が事業化段階で必要となる経費について、地方公共団体が助成を行う場合、その助成に要する経費の一部を交付する。平成30年度から、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も試験的に対象としたり、特別交付税措置の拡充をしたりするなど、支援内容を充実させる。(継続)

### 第2節 商店街・中心市街地の活性化

#### 1. 地域商店街の活性化に向けた総合的支援

地域商店街活性化法に基づき、商店街活性化事業計画を国が認定した商店街等について、支援措置を講じる。(継続)

#### 2. 全国商店街支援センターによる人材育成等

中小企業関係4団体が共同で設立した「全国商店街支援センター」において、人材育成、ノウハウ提供等の支援を行う。(継続)

#### 3. 中心市街地活性化協議会運営支援事業

中心市街地活性化協議会の設立・運営にあたって、中小企業基盤整備機構に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に、各種相談対応、HPやメールマガジンでの情報提供、交流会の開催によるネットワーク構築支援等を行う。(継続)

#### 4. 中心市街地商業等活性化アドバイザー派遣事業

中心市街地活性化協議会等が抱える様々な課題に対応するため、中小企業基盤整備機構に登録された商業活性化に関する各分野の専門家を派遣する。(継続)

#### 5. 中心市街地商業活性化診断・サポート事業

中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小企業基盤整備機構における専門的ノウハウを活用し、セミナー等の企画・立案支援・講師の派遣や、個別事業の実効性を高めるための助言・診断・課題整理・情報提供等を行う。  
(継続)

#### 6. 企業活力強化資金(流通・サービス業関連)【財政投融资】

中小事業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに空き店舗等の解消を図るため、日本政策金融公庫が必要な資金の貸付を行う。(継続)

#### 7. 地域・まちなか商業活性化支援事業平成【30年度予算：16.3億円】

商店街等における子育て・高齢者支援サービスの提供や空き店舗への店舗誘致、中心市街地における複合商業施設の整備などの取組に対して支援を行う。(継続)

#### 8. 中心市街地活性化のための税制措置【税制】

中心市街地活性化法の改正により創設した「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に基づいて行われる不動産の取得に対し、その不動産の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率を1/2とする措置を講じる。(継続)

### 第3節 その他の地域活性化施策

#### 1. 企業の地方拠点強化税制【税制】

地方創生のためには、東京一極集中を是正し、地方に良質な雇用を創出することが必要である。このため、企業の本社機能(事務所、研究所、研修所)の東京23区から地方への移転や地方における拡充をした場合に、計画の認定を受けた企業のオフィス等に係る建物等の取得等について、取得価額の15%の特別償却(移転型事業の場合には、取得価額の25%)又は取得価額の4%の税額控除(移転型事業の場合には、取得価額の7%)の選択適用、その地方拠点における雇用者数に応じた税額控除を講じる措置、及び企業の地方拠点強化に係る地方交付税による減収補填措置を引き続き講じる。また、平成30年度税制改正では、適用期限を2年延長しつつ、①制度全体について雇用要件の緩和等、②東京一極集中に直接効果のある移転型事業について、支援対象外地域の見直し(近畿圏・中部圏中心部を支援対象地域に追加)等を行うとともに、地方交付税による減収補填措置の拡充を実施する。(継続)

#### 2. 地域中核企業創出・支援事業【30年度予算：21.5億円】

地域中核企業候補が新分野・新事業等に挑戦する取り組みを支援し、その成長を促すため、

支援人材を活用して、全国大の外部リソース（大学、協力企業、金融機関等）とのネットワーク構築を支援する。また、地域中核企業の更なる成長のため、支援人材を活用して、事業化戦略の立案、販路開拓等をハンズオン支援する。さらに、国際市場に通用する事業化等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した「グローバル・ネットワーク協議会」を活用し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援する。（継続）

### 3. 連携中枢都市圏構想の推進 【30年度予算：1.3億円の内数】

連携中枢都市圏の形成等を支援するため、国費による委託事業を実施する。また、圏域全体の経済成長のけん引、高次都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上に資する取組を支援するため、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、地方財政措置を講じる。（継続）

### 4. 観光産業等生産性向上資金 【財政投融资】

観光産業等の生産性向上及び観光消費の底上げを通じた日本経済の活性化を図るため、品質の高いサービス等を提供する中小企業に対して日本政策金融公庫が必要な資金の貸付を行う。（継続）

## 第4章 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

### 第1節 経営支援体制の強化

#### 1. (再掲)小規模事業者対策推進事業 【30年度予算：49.4億円】

小規模支援法に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援する。また、地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業に対し、幅広い支援を行う。（継続）

#### 2. 中小企業連携組織支援対策推進事業 【30年度予算：6.6億円】

中小企業連携組織支援のための専門機関である全国中小企業団体中央会を通じて、経営革新・改善に取り組む組合等に対して、その実現化等に要する経費の一部の助成などの支援を行うとともに、指導員向けの研修等も支援する。また、外国人技能実習生受入事業を行う組合（監理団体）等の事業の適正化を支援する。（継続）

#### 3. 経営支援と一体となった高度化融資による設備資金の支援

中小企業が事業環境の改善や経営基盤の強化を図るために、事業協同組合等が共同で取り組む事業に対し、中小企業基盤整備機構と都道府県が協調し、事業計画への診断・アドバ

イスを行うとともに、必要な設備資金について、長期・低利（又は無利子）の貸付を行う。  
（継続）

#### 4. 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 【30年度予算：50.2億円】

中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、一歩踏み込んだ専門的な助言を行う「よろず支援拠点」を各都道府県に設置するとともに、特に高度・専門的な経営課題に対応するために専門家派遣を実施する。（継続）

#### 5. ローカルベンチマーク

ローカルベンチマークを活用した企業の事業性評価に基づく、経営改善や生産性向上に向けた取組みを引き続き推進する。具体的には、中小企業・小規模事業者等の生産性革命に向けて、ローカルベンチマークの関連施策への組み込みを行うとともに、生産性向上に向けた課題抽出及び成果のフォローアップを行う体制を構築する。（継続）

### 第5章 その他の小規模企業振興関係施策

#### 第1節 被災地の中小企業・小規模事業者対策

##### 1. 被災中小企業への資金繰り支援（政策金融） 【30年度予算：120億円】

東日本大震災及び熊本地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、日本政策金融公庫（国民生活事業及び中小企業事業）・商工中金において、「東日本大震災復興特別貸付」及び「平成28年熊本地震特別貸付」を引き続き実施する。また、東日本大震災においては、原発事故に係る警戒区域等の公示の際に当該区域内に事業所を有していた中小企業・小規模事業者や、地震・津波により事業所等が全壊・流失した中小企業・小規模事業者に対して、県の財団法人等を通じ、貸付金利を実質無利子化する措置を引き続き実施する。（継続）

##### 2. 被災中小企業への資金繰り支援（信用保証）

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、既存の一般保証や災害関係保証、セーフティネット保証とは別枠の新たな保証制度である「東日本大震災復興緊急保証」について、平成30年度も特定被災区域内において引き続き実施する（保証割合100%、保証限度額は無担保8,000万円、最大2億8,000万円。）。

また、現在（平成29年12月末）、熊本地震や九州北部地方の大雨災害等にセーフティネット保証4号を発動しているが、平成30年度においても、被害状況を調査の上必要に応じて継続する。（継続）

##### 3. マル経・衛経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充 【財政投融资】

東日本大震災及び平成28年熊本地震により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業

者に対し、日本政策金融公庫が無担保・無保証・低利で利用できるマル経・衛経融資の貸付限度の拡充、更なる金利引下げを引き続き実施する。(継続)

#### 4. 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

原子力発電所事故の被災区域に事業所を有する中小企業等が福島県内において事業を継続・再開する場合に必要な事業資金（運転資金・設備資金）を長期・無利子、無担保での融資を行う。(継続)

#### 5. 「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」による事業再生支援【30年度予算：12.2億円※】

平成23年度に東日本大震災の被災各県の中小企業再生支援協議会の体制を拡充する形で設置した、総合相談窓口である「産業復興相談センター」と、債権買取等を行う「産業復興機構」において、引き続き、中小事業者等の事業再生支援を実施する。(※)東日本大震災復興特別会計分。被災県6県のうち、青森・茨城・千葉の中小企業再生支援協議会・産業復興相談センターについては、平成29年度予算より一般会計へ移行。(継続)

#### 6. 「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」による再生支援【30年度予算：100億円】

被災事業者の二重ローン問題に対応するため、東日本大震災事業者再生支援機構では旧債務に係る返済負担の軽減等の支援を実施する。(継続)

#### 7. 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減

東日本大震災及び原子力発電所の事故による被害を受けた中小事業者等が産業復興相談センターを活用した事業再生に取り組む際に、再生計画策定支援の期間中に発生する利子を補填することにより、早期の事業再生の実現を支援する。(継続)

#### 8. 被災中小企業復興支援リース補助事業

被災中小企業の二重債務負担の軽減を図るため、東日本大震災に起因する設備の滅失等により債務を抱えた中小企業に対し、設備を再度導入する場合のリース料の10%を補助する。(継続)

#### 9. 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(東日本大震災)【30年度予算：149.6億円】

東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、

- ① 複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4の補助、
- ② 商工会等の中小企業者のための指導・相談施設等の災害復旧事業にかかる費用に対して、

### 国が1/2の補助

を実施し、被災した中小企業等のグループ等の施設の復旧等に対して支援を行う。(継続)

#### 10. 仮施設整備事業・仮施設有効活用等助成事業 【30年度：6.0億円の内数】

本格的な復興の段階に至っていない地域で事業再開を行うなど、仮施設によらざるを得ない案件を対象として整備を引き続き行っていく。また、仮施設の有効活用を図るため、本設化、移設、解体・撤去を行う被災市町村に対して費用を助成。(継続)

#### 11. 施設・設備の復旧・整備に対する貸付け（東日本大震災）

東日本大震災により被害を受けた中小企業者が、県から認定を受けた復興事業計画に基づいて、その計画を実施するために必要な施設・設備の復旧・整備を行う場合に、中小企業基盤整備機構と県が協力して、必要な資金の貸し付けを行う。(継続)

#### 12. 事業復興型雇用確保事業

被災地の深刻な人手不足等による雇用のミスマッチに対応するため、産業政策と一体となった雇用面での支援を実施する。(継続)

#### 13. 特別相談窓口等の設置

全国の日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構地域本部及び経済産業局に設置している特別相談窓口において東日本大震災による被災中小企業者等からの経営・金融相談等にきめ細かく対応する。(継続)

#### 14. 中小企業電話相談ナビダイヤルの実施

どこに相談したらよいか困っている中小企業のために、1つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施する。(継続)

#### 15. 官公需における被災地域等の中小企業者に対する配慮

東日本大震災及び平成28年熊本地震での被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に盛り込み、周知徹底を図る。(継続)

#### 16. (再掲) 特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発コース)【30年度予算：1.0億円】

東日本大震災による被災離職者等の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する。また、対象労働者を10人以上雇い入れる事業主に対して助成金を上乗せする。(継続)

**17. 放射線量測定指導・助言事業 【30年度予算：0.3億円】**

避難指示区域等の見直しにより原子力被災企業の事業再開や企業立地の進展が見込まれることから、福島県内企業等からの要請に応じて、専門家チームを派遣するとともに、福島県内の事業所において、工業製品等の放射線量測定等に係る指導・助言を行うことで工業製品等に係る風評を払拭する。(継続)

**18. 原子力災害対応雇用支援事業 【30年度予算：15.5億円】**

原子力災害の影響を受けた福島県内の被災者の一時的な雇用の場を確保し、生活の安定を図るための事業を実施する。(継続)

**19. 被災地の人材確保対策事業 【30年度予算：9.7億円】**

被災地に若者や専門人材等を呼び込む取組に加え、被災地企業の課題解決のために定期的に訪問する者(関係人口)を増加させる取組を実施する。また、企業の人材獲得力向上を図るためのノウハウの提供や、人材獲得に係る好事例の横展開を実施する。(継続)

**20. 福島イノベーション・コースト構想 地域復興実用化開発等促進事業 【30年度予算：69.7億円】**

ロボット技術など福島イノベーション・コースト構想の重点分野(※)について、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等の費用を支援する。(継続)

※廃炉、ロボット、エネルギー、環境・リサイクル、農林水産業、医療機器等の分野を言う。

**21. 中小・小規模事業者の事業再開等支援事業 【30年度予算：112.0億円】**

福島県の原子力被災12市町村で被災した中小事業者の自立を集中的に支援し、当該地域における働く場の創出や、買い物をする場などまち機能の早期回復を図るため、事業再開等に要する設備投資等の費用の一部を補助。平成29年度からは、地元での再開が困難な帰還困難区域の事業者への支援等を拡充する。(継続)

**22. 原子力災害被災地域における創業等支援事業 【30年度予算：2.1億円】**

福島県の原子力被災12市町村のまち機能の回復やそれを通じた被災事業者の自立に向け、新規創業や12市町村外からの事業展開等に際して必要となる設備投資等に対する補助を行うとともに、投資の活性化に向けた環境の整備を行う。(継続)

**23. 生活関連サービスに要する移動・輸送手段の確保支援事業 【30年度予算：2.1億円】**

福島県の原子力被災12市町村において、地元商店による共同配達や医療サービス等に

必要な移動・輸送手段の支援を行う。(継続)

#### 24. 人材マッチングによる人材確保支援事業 【30年度予算：5.0億円】

福島県の原子力被災12市町村において、人材コーディネーターが被災地の事業者が求める人材ニーズをきめ細かく把握し、12市町村内外からの人材の呼び込みを進めるべく、これらニーズを求職者に幅広く共有し、マッチング支援を行う。(継続)

#### 25. 6次産業化等へ向けた事業者間マッチング事業 【30年度予算：3.7億円】

事業者の販路開拓や新ビジネス創出等のため、事業者間マッチング等を行った。具体的には、事業者間のマッチングに加え、マッチング後の事業が円滑に進むように専門家による指導等により事業者のサポートを行う。(継続)

#### 26. 福島相双復興官民合同チーム専門家支援事業 【30年度予算：82.0億円】

官民合同チームにおける、専門家による訪問、相談支援体制を強化。カウンセラー、コンサルタント、中小企業診断士等の専門家を交えたチームを構築し、事業再開、承継・転業、生活再建等の課題について、事業者に寄り添ったコンサルティング支援を実施。平成29年度からは、対象を市町村に拡大。(継続)

#### 27. 地域の魅力等発信基盤整備事業 【30年度予算：2.3億円】

福島県の伝統・魅力等を発信する民間団体等の支援及び有効な発信手段の選定、発信手段と親和性のあるコンテンツの制作、発信後の効果測定等の実施により、原子力被災12市町村を中心とした風評被害の払拭や交流人口増加による事業基盤の安定を目指す。(新規)

### 第2節 財務基盤の強化

#### 1. 法人税の軽減税率 【税制】

年所得800万円以下の部分に係る法人税率(19%)を15%に引き下げる措置。(継続)

#### 2. 中小企業投資促進税制 【税制】

機械装置等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(税額控除は資本金3,000万円超の法人を除く)ができる措置。(継続)

#### 3. 少額減価償却資産の損金算入の特例制度

取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間300万円を限度に、全額損金算入することができる措置(従業員1,000人超の法人を除く)。平成30年度税制改正にお

いて、適用期限を2年延長することとされた。(継続)

#### 4. 欠損金の繰越控除・繰戻還付

欠損金の繰越控除は、当期の事業年度に生じた欠損金を繰り越して翌期以降の事業年度(繰越期間:9年間(平成30年度からは10年))の所得金額から控除することができる措置。また、欠損金の繰戻還付は、当期の事業年度に生じた欠損金を1年繰戻して法人税の還付を請求することができる措置。平成30年度税制改正において、欠損金の繰戻還付については、適用期限を2年延長することとされた。(継続)

#### 5. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制 【税制】

商業・サービス業等を営む中小企業が商工会議所等の経営改善指導に基づき設備を取得した場合、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(税額控除は資本金3,000万円超の法人を除く)ができる措置。(継続)

#### 6. 交際費等の損金不算入の特例

交際費等を支出した場合、①定額控除限度額(800万円)までの損金算入、②支出した接待飲食費の50%までの損金算入を選択適用できる措置。平成30年度税制改正において、適用期限を2年延長することとされた。(継続)

#### 7. 中小企業投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社において、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受けによる投資事業及び経営相談、事業承継支援等の育成事業を実施する。(継続)

### 第3節 取引価格の適正化、消費税転嫁対策

#### 1. 下請等中小企業の取引条件の改善

サプライチェーン全体の取引適正化や付加価値向上に向け、平成28年9月に公表した「未来志向型の取引慣行に向けて(世耕プラン)」に基づき、下請代金法等関係法令の周知・徹底を図るとともに、産業界による下請取引適正化への取組をまとめた「自主行動計画」の着実な実行と取組業種の拡大を進めていく。また、平成29年度から実施している、下請Gメンによる下請中小企業へのヒアリング調査については、更なる人員の増強をはかり、企業実態の把握に努めていく。(継続)

#### 2. 下請代金法の運用強化 【30年度予算案:13.9億円の内数】

下請取引の適正化、下請事業者の利益保護のため、公正取引委員会と中小企業庁が密接な協力関係の下、下請代金法を執行する。公正取引委員会及び中小企業庁が親事業者等に対し

て書面調査等を実施するとともに、下請代金法違反事実に関する情報提供・申告等を行うための「申告情報受付窓口」により、下請代金法違反に関する情報収集を行い、下請代金法の厳格な運用に努める。(継続)

### 3. 相談体制の強化と下請取引適正化 【30年度予算案：13.9億円の内数】

全国48か所に設置する「下請かけこみ寺」において、中小企業の企業間取引に関する相談に対応する。また、下請等中小企業の経営者や営業担当者が、親事業者の調達部門への価格交渉を行う上で必要な価格交渉ノウハウについて、個別指導やセミナー等を行う。下請代金法等の違反行為を未然に防止するため、親事業者の調達担当者等を対象とした講習会を開催し、一層の周知を図るほか、全国で親事業者の取組事例等を紹介し、広く下請代金法等の遵守を呼びかけるシンポジウム等を開催する。さらに、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係を構築するためのガイドライン（下請適正取引等の推進のためのガイドライン。経済産業省、国交省、総務省及び農林水産省の所管18業種。）について、全国で説明会を開催する。(継続)

### 4. 下請中小企業・小規模事業者の自立化支援 【30年度予算案：13.9億円の内数】

下請中小企業振興法に基づき、特定の親事業者への取引依存度の高い下請中小企業・小規模事業者が連携して課題解決型ビジネスを行う事業計画の認定を行い、補助金、融資、保証の特例により支援を実施する。また、親事業者の生産拠点が閉鎖又は縮小（予定も含む）された地域における下請中小企業等が行う新分野進出等に対し、補助金により支援を実施する。(継続)

### 5. 下請取引あっせん、商談会による販路開拓支援 【30年度予算案：13.9億円の内数】

新たな取引先を開拓したい下請中小企業に対して、「ビジネス・マッチング・ステーション（BMS）」の運用により、自社の希望する業種、設備、技術等の条件に合った製造委託等の受発注情報の提供を行う。また、新たな販路開拓を支援するため、広域商談会を開催する。(継続)

### 6. 親事業者等に対する下請事業者への配慮要請等 【30年度予算案：13.9億円の内数】

経済産業大臣および公正取引委員会委員長の連名で、親事業者および業界団体代表者に、下請代金法に基づく下請取引の適正化の下請取引の適正化等について要請文を発出し、同法の周知徹底を図る。また、経済産業大臣名（他省庁所管の業界については主務大臣との連名）で、業界団体代表者に下請中小企業振興法に定める「振興基準」の遵守について要請する。(継続)

### 7. 消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業 【30年度予算案：27億円】

消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うため、全国に転嫁対策調査官を配置。併せて、消費税の転嫁拒否等の行為に関する情報を収集するため、公正取引委員会と合同で中小企業・小規模事業者全体に対して大規模な書面調査を実施するなど、転嫁拒否行為等の監視・取締りを行う。(継続)

#### 第4節 消費税軽減税率対策

##### 1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・システム改修等支援

消費税軽減税率制度の実施に向け、事業者の準備が円滑に進むように支援を行う。具体的には、①中小小売事業者等に対して、複数税率に対応したレジの導入等の支援を行うとともに、②中小小売事業者・卸売事業者等に対して、複数税率に対応するため電子的な受発注システムの改修等の支援を行う。(継続)

##### 2. 消費税軽減税率対応窓口相談等事業 【30年度予算：19.4億円】

消費税軽減税率制度を円滑に実施するため、中小企業団体等と連携して、講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や巡回指導型専門家派遣を通じたきめ細かいサポート、パンフレット等による周知等を行う。また、消費税転嫁対策窓口相談等も併せて実施する。(継続)

#### 第5節 経営安定対策

##### 1. 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済制度）

取引先企業の倒産に伴う連鎖倒産を防止するための共済金の貸付を行う倒産防止共済制度について、引き続き、制度への加入促進や共済金の貸付けを着実に実施する。(継続)

##### 2. 経営安定特別相談事業【30年度予算49.4億円の内数】

全国の主要な商工会議所及び都道府県商工会連合会に設置されている「経営安定特別相談室」による相談事業を円滑に実施するため、日本商工会議所及び全国商工会連合会の実施する指導事業等を引き続き支援する。(継続)

##### 3. 中小企業 BCP（事業継続計画）普及の促進【財政投融资】

中小企業・小規模事業者が災害対応力を強化するためのBCP（事業継続計画）策定や、平時に行うべき活動、緊急・非常時における事業継続のための取組（サプライチェーンや業務体制の見直し、資金調達計画の立案、重要商品の検討等）を支援する。

また、中小企業・小規模事業者自らが策定したBCPに基づき防災施設等の整備を行う者に対して、日本政策金融公庫において引き続き融資を実施する。(継続)

##### 3. ダumping輸入品による被害の救済【30年度予算：1.00億円】

貿易救済措置のうちAD措置は、他国企業から我が国に対するダumping輸入により、国

内産業が損害を受けた際に、国内産業からの申請に基づき政府が調査を実施した上で関税を賦課することにより、公正な市場競争環境を確保する措置である。平成30年度も、国内産業からの申請を受け、国際ルール及び国内法令に基づき公正且つ適切に調査を進めていく。また、企業等への説明会やWTO協定整合的に調査を行うための調査研究を実施する。  
(継続)

## 第6節 官公需対策

### 1. 「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の策定及び周知徹底

毎年度策定する「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(以下「基本方針」という。)において、国等の新規中小企業者をはじめとする中小企業向け契約目標、中小企業者の受注機会の増大のために実施する措置等を閣議決定する。また、基本方針を周知徹底するために以下の取組を実施する。(継続)

- (1) 経済産業大臣から各府省等の長、都道府県知事、全市町村の長及び東京特別区の長に対し、文書により「基本方針」の趣旨を説明するとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請する。
- (2) 地方における「基本方針」の周知徹底を図るための全国説明会(官公需確保対策地方推進協議会)を全都道府県で開催する。
- (3) 地方において新規中小企業者からの調達を推進するための取組に関する情報の共有や連携方策を協議する会議(新規中小企業者調達推進協議会)を開催する。
- (4) 「官公需契約の手引」を作成し、国等の機関、地方公共団体等の機関及び商工関係団体等に配布する。

### 2. 中小企業・小規模事業者の受注機会増大のための「官公需情報ポータルサイト」【30年度予算案：13.9億円の内数】

東日本大震災及び平成28年熊本地震での被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に盛り込み、周知徹底を図る。(継続)

## 第7節 人権啓発の推進

### 1. 人権啓発 【30年度予算：1.9億円】

健全な経済活動の振興を促進するため、事業者を対象とした人権啓発のためのセミナー等の啓発事業を実施する。また、小規模事業者等が多く、特に重点的な支援が必要な地域又は業種に係る小規模事業者等の活性化のため、経営等の巡回相談事業及び研修事業を実施する。(継続)

## 第8節 調査・広報の推進

### 1. 施策の広報

中小企業施策を普及・広報するため、施策のポイントをまとめたガイドブックやチラシ等を作成し、各地方公共団体や中小企業支援機関、金融機関等に配付するほか、中小企業支援ポータルサイト「ミラサポ」を通じた情報発信やイベント「一日中小企業庁」の開催等により、広く普及・広報を実施する。

#### (1) 冊子等の発行

中小企業施策を利用する際の手引き書として 200 以上の施策を紹介した「中小企業施策利用ガイドブック」やチラシ等を作成し、中小企業、地方公共団体、中小企業支援機関（商工会、商工会議所等）、金融機関、中小企業を支援する税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等に広く配布する。（継続）

#### (2) 「一日中小企業庁」の開催

開催地の都道府県と中小企業庁が共催し、地元中小企業者の方々に最新の施策を紹介し、理解を深めていただくとともに、意見交換や交流の場を設け、今後の中小企業施策の見直し・拡充等に反映させるイベントを開催する。昭和 39 年度以来、毎年度開催している（継続）

#### (3) インターネットを活用した広報

##### ① ホームページによる広報

中小企業庁ホームページにおいて、中小企業施策に関する最新情報、公募に関する情報、広報のためのチラシ、冊子等を公表する。（継続）

##### ② メールマガジン

各中小企業支援機関と連携し、補助金等の支援施策情報、地域情報、調査・研究レポート、イベント等の情報をメールマガジン登録者に、毎週水曜日に配信する。（継続）

#### (4) ミラサポ（中小企業・小規模事業者の未来をサポートするポータルサイト）

ミラサポを通じて最新の支援情報や補助金申請のノウハウ、活用事例等を分かりやすくタイムリーに全国の中小企業に届ける。（継続）

### 2. 中小企業白書／小規模企業白書の作成

中小企業の現状や課題を把握するため、中小企業基本法第 11 条の規定に基づく年次報告等（平成 30 年（2018 年）版中小企業白書）を作成する。

また、小規模企業の現状や課題を把握するため、小規模基本法第 12 条の規定に基づく年次報告等（平成 30 年（2018 年）版小規模企業白書）を作成する。（継続）

### 3. 中小企業実態基本調査

中小企業の売上高、従業員数等の経営・財務情報に関する統計を整備するため、中小企業基本法第 10 条の規定に基づく中小企業実態基本調査を実施する。（継続）

#### 4. 中小企業景況調査の公表

中小企業の景気動向を把握するため、四半期ごとに中小企業基盤整備機構が実施する中小企業景況調査の公表を行う。(継続)

### 第6章 業種別・分野別施策

#### 第1節 中小農林水産関連企業対策

##### 1. 6次産業化の推進

###### (1) 食料産業・6次産業化交付金 【30年度予算：16.78億円】

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築して行う6次産業化の取組を支援する。

市町村の6次産業化等に関する戦略に沿って地域ぐるみで行う新商品の開発、販路開拓等の取組や加工・販売施設整備等を支援する。(新規)

###### (2) 農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用

農林漁業成長産業化ファンドを通じて、農林漁業者が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、出資等による支援を実施する。(継続)

###### (3) 地理的表示保護制度活用総合推進事業 【30年度予算：1.7億円】

地理的表示(GI)の登録申請支援窓口の設置や申請に必要な調査に対する補助、GIに関する展示会等の開催による制度の普及啓発、国内外へ向けたGI製品の情報発信、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を実施する。(継続)

##### 2. 中小農林水産事業者向け支援

###### (1) 木材産業等高度化推進資金、林業・木材産業改善資金 【30年度予算：638億円】

木材の生産・流通を合理化するため、木材産業等高度化推進資金による融資を行うとともに、林業・木材産業の経営改善等を実施するため、林業・木材産業改善資金を融資する。(継続)

###### (2) 林業成長産業化総合対策のうち木材産業・木造建築活性化対策のうち新たな生産・加工・流通体制づくり推進対策のうち木材加工設備導入等利子助成支援事業【30年度予算：0.03億円】

品質・性能の確かな木材製品を低コストで安定的に供給するため、製材業を営む企業等が実施する設備導入等と共に、川中事業者を核とする安定供給体制の構築に必要な借入金に対して利子助成を行う。(継続)

(3) 林業成長産業化総合対策のうち林業・木材産業成長産業化促進対策のうち木材産業等競争力強化対策（うち木材加工流通施設等の整備）【30年度予算：234.7億円】

川上から川下の事業者が連携し、生産・加工・流通コストの削減を図ることにより、木材製品の安定的な供給のための木材加工流通施設整備を支援する（新規）

(4) 強い農業づくり交付金及び産地活性化総合対策事業による乳業再編整備等への支援【30年度予算：強い農業づくり交付金201.5億円の内数】

（施策の目的）

・乳業工場の再編・合理化と衛生管理の向上を図ること等により、中小乳業の経営体質を強化を推進し、酪農家の経営安定に資することを目的とする。

（施策の概要）

・中小乳業の製造販売コストの低減や衛生水準の高度化を図るため、乳業工場の施設の新増設・廃棄、新増設を伴わない場合の乳業工場の廃棄等を支援する。

(5) 食品産業品質管理高度化促進資金

食品の安全性の向上と消費者の信頼を確保するため、食品の製造管理の高度化に関する臨時措置法に基づき

①HACCP導入のための施設、設備の整備

②HACCP導入の前段階の一般衛生管理や品質管理を行うための体制、施設・設備の整備（高度化基盤整備）への金融支援

を行います。（継続）

(6) 海外需要創出等支援対策事業【30年度予算：34.4億円】

（施策の目的）

・2019年の輸出額1兆円目標達成に向け、官民一体となって「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月「農林水産業・地域の活力創造本部」取りまとめ）に基づく各種取組を実施する。

（施策の概要）

・JETRO等への補助を通じて、輸出に取り組む事業者等に対し川上から川下に至る総合的なビジネスサポートを実施する。（継続）

・今後輸出が強く期待される国・地域などで開催される海外見本市にジャパンパビリオンを設置し、事業者等と海外バイヤーが直接商談できる機会を提供する。（継続）

・海外の有力なバイヤーを国内商談会に招聘しつつ、卸売市場や産地等への視察を通じて、日本製品の品目の特性や安全性等を理解してもらい、効果的に商談を実施（継続）。

・「日本食品海外プロモーションセンター（JFOOD0）」による新たな海外市場の開拓・拡大のための戦略的なプロモーション等を実施する。

- ・ コメ・コメ加工品、青果物、花き、茶、畜産物、林産物（木材）、水産物、及び菓子の品目別輸出団体が行う、品目別取組方針に基づいたオールジャパンでのPR活動や新たな販路開拓等の取組を支援する。（継続）
- ・ 今後、輸出拡大が具体的に見込まれる分野テーマに関して、品目横断的なPRの実施やオールジャパンの団体で取り組むことが困難な品目のPR等を支援する。（継続）
- ・ 地域ブロック規模において、様々な商品を取り扱う事業者が国内の複数の生産地と連携した販路開拓の取組を支援する。（継続）  
（平成29年度からの変化）
- ・ 「日本食品海外プロモーションセンター（JFOOD0）」が新設されたことに伴い、JFOOD0が戦略対象とした国・地域及び対象品目に絞り込んだプロモーション等を実施する。（継続）

(7) 輸出環境整備推進事業（うち輸出環境課題の解決に向けた支援）【30年度予算：4.6億円】

（施策の目的）

2019年の輸出額1兆円目標達成に向け、官民一体となって「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月「農林水産業・地域の活力創造本部」取りまとめ）に基づく各種取組を実施。

（施策の概要）

「農林水産業の輸出力強化戦略」に掲げる重点品目等について、国際的に通用する認証の取得・更新（ISO22000等）、輸出対象国・地域が求める検疫等条件への対応（登録園地査察、ハラール認証等）、輸出対象国・地域において他国産との差別化が図られる規格認証の取得・更新（有機JAS認証等）等を行う取組への支援を行う。（継続）

3. 研究開発等横断的分野等における支援

(1) 「知」の集積と活用場によるイノベーション創出推進事業【平成30年度：43.9億円】

農林水産・食品分野におけるイノベーションを創出するため、様々な分野の多様な知識・技術等を結集した研究開発を重点的に推進する提案公募型研究を実施する。（新規）

(2) 日本政策金融公庫による各種融資

- ① 特定農産加工業者の経営改善
- ② 特定農林畜水産物の新規用途又は加工原材料用新品種の採用の推進
- ③ 食品製造業者等と農林漁業者等の安定取引関係構築及び農林漁業施設の整備等
- ④ 水産加工業の体質強化、⑤ 農業生産関連事業の事業再編等に対して融資を行う。（継続）

**第2節 中小運輸業対策**

## 1. 倉庫業への支援等

改正物流総合効率化法により物流の省力化・効率化を図るため、引き続き輸送機能と保管機能の連携した倉庫の整備を促進していく。

また、省エネ型自然冷媒機器の導入を支援するとともに、更なる環境負荷低減に向けた検討等を行う。(継続)

## 2. 内航海運・国内旅客船事業対策（船舶共有建造制度）【財政投融资】【30年度予算：152.0億円】

鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度により、内航海運のグリーン化に資する船舶や離島航路の維持・活性化に資する船舶といった政策的意義の高い船舶の建造を促進する。(継続)

## 3. 中小造船業・船用工業対策【30年度予算：[1]0.7億円の内数[2]160億円（平成25年度予算）[3]4.5億円[4]0.8億円】

(1) 経営の安定のためのセーフティネットの確保に取り組むほか、[1]経営技術の近代化に向けた講習会を実施するとともに労働災害の防止に向けての統括安全衛生責任者研修会を実施する。(継続)

(2) 東日本大震災では東北の太平洋側に位置する造船所のほとんどが壊滅的な被害を受けた。地域の基幹産業である水産業を支える地元造船産業の早期復旧・復興を図るため、国土交通省では、中小企業庁等関係省庁と連携し、各種支援制度を活用した支援を行ってきた。地盤沈下等により震災前と同様の操業を行うことが困難となっている造船事業者に対しては、協業化・集約化による本格的な復興のための造船施設の整備を支援する「造船業等復興支援事業費補助金」を平成25年度に創設し、平成26年度末までに、8件、19事業者に対して補助金を交付決定（補助額計114.2億円）の上、復興事業を推進している。平成29年度末までに7件の事業が完了したところ、残り1件の事業についても適正に実施する。[2]造船業等復興支援事業費補助金（継続）

(3) 船舶の建造・運航における生産性向上のための技術研究開発費に対し補助を行う。[3]海事産業関連技術開発費補助金（継続）

(4) 中小企業等経営強化法に基づき、中小造船業・船用工業の生産性向上を図るため、「船舶産業分野に係る経営力向上に関する指針」に沿って中小企業・小規模事業者が策定した経営力向上計画の認定を進め、税制等の支援措置により設備投資等を促進す

る。【税制】（継続）

- (5) 造船分野の人材について、学生・生徒、教職員に対する造船業への理解を深め、地域の造船企業と教育機関のネットワーク強化を図ることを目的として、「造船事業者等の地域連携によるインターンシップ等実施ガイドンス」の普及を図る。また、高校における造船教育強化と造船教員の持続的な育成体制の構築を図るべく造船教員育成プログラム完成のためのトライアル事業等を行う。引き続き、外国人造船就労者受入事業の適正な運営を図り、外国人材の活用を促進する。[4]造船業における人材の確保・育成（継続）

### 第3節 中小建設・不動産業対策

#### 1. 地域建設業における多能工化の推進 【30年度予算：0.6億円】

建設現場を担う技能者の専門技能の幅を広げることによる多能工化を推進することにより、中小・中堅建設企業の生産性を高めるため、中小・中堅建設企業で構成するグループ等による多能工育成・活用計画の策定と実施を支援する「多能工化モデル事業」を実施する。

加えて、上記モデル事業の取組等について、その成果や改善が必要なポイント等を取りまとめ、多能工化に取り組む際の手法についての手引きを作成し、中小・中堅建設企業に幅広く周知・啓発する。（新規）

#### 2. 建設業における金融支援の実施

##### (1) 地域建設業経営強化融資制度の実施

元請建設企業の資金調達の円滑化を図るため、中小・中堅元請建設企業が工事請負代金債権を担保に、融資事業者（事業協同組合等）から工事の出来高に応じて融資を受けることを可能とする「地域建設業経営強化融資制度」を引き続き実施する。

なお、本制度では、融資事業者が融資を行うにあたって金融機関から借り入れる転貸融資資金に対して債務保証を付すことにより、融資資金の確保と調達金利の軽減を図っている。（継続）

##### (2) 下請債権保全支援事業の実施

下請建設企業等の債権保全を図るため、中小・中堅下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金債権等をファクタリング会社が保全する「下請債権保全支援事業」を引き続き実施する。

なお、本事業では、ファクタリング会社に対して一定の損失補償を実施し、下請建設企業等が負担する保証料について助成を行っている。（継続）

#### 3. 建設業の海外展開支援 【30年度予算0.8億円】

独自の技術を有するわが国の中堅・中小建設企業の海外市場への進出を促進するため、国内セミナーの開催や訪問団派遣、海外見本市出展支援、海外合同就職説明会の開催等を通じて、技術の売り込みや現地関係者とのコネクション構築等を支援する。

あわせて、実務マニュアルや e ラーニングコンテンツの作成により企業の実務能力向上を支援する。(継続)

#### 4. 中小不動産業者に対する金融措置

中小不動産事業者の信用を補完し金融を円滑化するため、中小不動産事業者の協業化円滑資金や地域再生のための事業資金等に対する債務保証事業を継続実施する。(継続)

#### 5. 地域型住宅グリーン化事業 【30年度予算：115.0億円】

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの関連事業者からなるグループによる、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備に対して支援を行う。(継続)

#### 6. 地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業 【30年度予算：4.5億円】

地域における木造住宅施工技術体制を維持・整備し、優良な住宅ストックを形成するため、民間事業者からなるグループが行う大工技能者育成のための研修活動の支援を行う。(継続)

### 第4節 生活衛生関係営業対策

#### 1. 生活衛生営業対策 【30年度予算：11.4億円】

理美容業、クリーニング業、飲食店営業などの生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図り、もって安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進するため、生活衛生同業組合及び連合会、全国生活衛生営業指導センター、都道府県生活衛生営業指導センターに対して補助を実施する。

平成30年度においては、生活衛生関係営業の賃金水準の底上げを図るため、経営力や収益の向上等を目的とした中小企業診断士、社労士等の専門家によるセミナーの開催などを重点的に実施する。(継続)

#### 2. 生活衛生関係営業者に関する貸付 【30年度予算：34.5億円】

生活衛生関係営業の資金繰り支援を行うことで公衆衛生の向上及び増進を図るため、日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）において、低利融資を行う。

平成30年度においては、設備資金のみが貸付対象となっている生活衛生貸付の災害貸付に、新たに貸付対象として運転資金を拡充し、引き続き生活衛生関係営業者の資金需要に適切に対応する。(継続)

**第5節 環境・エネルギー対策****1. 国内における温室効果ガス排出削減吸収量認証制度の実施委託費 【30年度予算：3.8億円】**

J-クレジット制度は、中小企業等の設備投資による温室効果ガスの排出削減量等をクレジットとして認証し、当該クレジットを大企業等が低炭素社会実行計画の目標達成やオフセット等に活用する制度である。本事業では、制度事務局を運営するとともに、J-クレジット制度を活用した温室効果ガスの排出削減活動を実施する中小企業等に対し、プロジェクトの申請支援等を実施する。また、本事業では、カーボン・オフセットを促し、J-クレジット制度の下で創出されるクレジットの需要開拓も推進する。本事業により、中小企業等の省エネ設備投資等を促進するとともに、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を図る。(継続)

**2. 環境・エネルギー対策資金（公害防止対策関連）【財政投融资】**

中小・小規模企業の公害防止対策を促進するため、貸付対象・利率を見直した上で、日本政策金融公庫による融資を引き続き実施する。(継続)

**3. 公害防止税制【税制】**

中小・小規模企業等の公害防止対策に対する取組を支援するため、本税制措置を引き続き実施する。(継続)

**4. 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援補助金）【30年度予算：600.4億円の内数】**

工場・事業場における省エネ投資を促進してエネルギー消費効率の改善を促すため、対象設備を限定しない「工場・事業場単位」、対象設備を限定するが手続きが簡易な「設備単位」の2つの申請区分を設け、省エネ設備への入替支援を行う。(継続)

**5. 省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金 【30年度予算：16.0億円】**

資金調達が障壁になり二の足を踏んでいる事業者の省エネ投資を支援するため、新設・既設事業所における省エネ設備の導入に際し民間金融機関等から融資を受ける事業者に対し、融資に係る利子補給を行う。(継続)

**6. 中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金 【30年度予算：12.0億円】**

中小企業等の省エネ取組をきめ細かに支援するため、省エネポテンシャルの無料診断を実施するとともに、地域の専門家らが連携した省エネ相談拠点である「省エネ相談地域プ

ラットフォーム」を全国に設置する。さらに「全国省エネ推進ネットワーク」にて省エネ支援窓口や省エネ情報を一元的に発信する。(継続)

#### 7. 地域低炭素投資促進ファンド事業【30年度予算：48.0億円】

一定の採算性・収益性が見込まれるものの、リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶこと等に起因するリスクが高く、民間資金が十分に供給されていない再生可能エネルギー事業等の低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトに対し、「地域低炭素投資促進ファンド」からの出資を行う。(継続)

#### 8. エコリース促進事業【30年度予算：19.0億円】

低炭素機器の導入に際して多額の初期投資費用（頭金）を負担することが困難な中小企業等に対し、リース料総額の一部を補助することによって、頭金なしの「リース」の活用を促進し低炭素機器の普及を図る。(継続)

#### 9. エコアクション21

中堅・中小事業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして策定されたエコアクション21の有効性を高め、企業価値向上にも貢献できるようエコアクション21ガイドライン2017年版、産業廃棄物処理業、建設業、食品関連業の業種別ガイドラインを、認知・向上を図るため、全国5所で説明会と、環境経営向けシンポジウムを1か所で実施する。また、CO2削減に特化した環境マネジメントシステム導入事業をを引き続き実施し、全国への認知向上とエコアクション21等の環境マネジメントシステムへの働きかけ、大手企業のバリューチェーンへの導入促進を図っていく。(継続)

### 第6節 知的財産対策

#### 1. 特許出願技術動向調査【30年度予算：8.3億円の内数】

市場を創出・獲得する可能性のある技術分野、科学技術政策等の国として推進すべき技術分野を中心にテーマを選定し、「市場動向」、「特許出願動向」等を調査する。そして、日本の産業界における研究開発戦略や知的財産戦略の立案に活用できる調査結果を、特許庁ホームページ等を通じて積極的に情報発信していく。(継続)

#### 2. 外国出願補助金(中小企業等外国出願支援事業)【30年度予算：6.5億円】

中小企業等による戦略的な外国出願を促進するため、都道府県中小企業支援センター等及びJETROを通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業に対し、外国への出願に要する費用(外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等)の一部を助成する。(継続)

### 3. 知的財産権制度に関する普及 【30年度予算：[1]INPIT交付金の内数[2]0.5億円】

知的財産権制度に関する知見・経験のレベルに応じて、[1]知的財産権制度の概要や基礎的知識について説明する初心者向け説明会と、[2]特許・意匠・商標の審査基準や、審判制度の運用、国際出願の手続等、専門性の高い内容を分野別に説明する実務者向け説明会、最新の法令改正事項を広く説明する法改正の説明会を開催する。平成30年度は、初心者向け説明会を47都道府県において、実務者向け説明会及び制度改正説明会を全国の主要都市で開催する。(継続)

### 4. 中小企業等海外侵害対策支援事業 【30年度予算：0.9億円】

中小企業の海外での適時適切な産業財産権の権利行使を支援するため、JETROを通じて、模倣品に関する調査から模倣品業者に対する警告・行政摘発手続に要する費用を補助。また、海外で現地企業等から知財権侵害で訴えられた場合の弁護士等への相談費用や訴訟に要する費用、冒認商標無効・取消係争の実施に要する費用についても補助を行う。(継続)

### 5. 特許戦略ポータルサイト 【30年度予算：0.1億円の内数】

特許庁ホームページ内の特許戦略ポータルサイトでは、パスワード交付申込みのあった出願人に対し、インターネットを通じて、自社の直近10年間の特許出願件数、審査請求件数、特許査定率等のデータが掲載された「自己分析用データ」を提供する。(継続)

### 6. 中小企業向けの特許料等の軽減

積極的に研究開発を行う中小企業等に対し、審査請求料や特許料（第1年分から第10年分）を半額に軽減する措置を引き続き実施する。(継続)

全ての中小企業に対し特許料金を半減する制度を措置するため、特許法改正案を国会に提出する。(新規)

### 7. 早期審査・早期審理制度

特許について、出願人や審判請求人が中小企業・小規模事業者の場合、「早期審査に関する事情説明書」や「早期審理に関する事情説明書」を提出することにより、通常に比べ早期に審査又は審判を受けられるよう早期審査・早期審理を実施する。また、ベンチャー企業の特許について、「早期審査に関する事情説明書」を提出することにより、原則1か月以内に1次審査結果を通知できる（「スーパー早期審査」）体制を平成30年度中に整える。意匠・商標についても早期審査・早期審理の要件を満たせば、早期に審査又は審判を受けられるよう早期審査・早期審理を実施する。(継続)

### 8. 中小企業の知財に関するワンストップサービスの提供(知財総合支援窓口)

中小企業や中堅企業等が企業経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題に対し、そ

の場で解決を図るワンストップサービスを提供するため、「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設置し、窓口支援担当者を配置している。また、専門性が高い課題等には知財専門家を活用し解決を図るほか、中小企業支援機関等との連携、知的財産を有効に活用できていない中小企業等の発掘等を通じて、中小企業等の知財活用の促進を図っている。平成30年度は、「地域知財活性化行動計画（平成28年9月26日）」及び同計画に基づき設定された47都道府県ごとの地域特性を踏まえた目標の達成に向けて支援の質・量の両面を向上させるため、窓口の体制強化の一環として支援担当者を増員する。（継続）

#### 9. 営業秘密に関するワンストップ支援体制の整備（「営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密110番～」）

平成27年2月2日に独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）に開設した「営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密110番～」においては、知財総合支援窓口とも連携して、主に中小企業を対象に特許としての権利化、営業秘密としての秘匿化を含むオープン・クローズ戦略等の具体的な知的財産戦略に加え、秘匿化を選択した際の営業秘密の管理手法、また営業秘密の漏えい・流出等に関する相談に専門家が対応しており、平成30年度もこれを継続する。特に営業秘密の漏えい・流出事案や情報セキュリティ対策、サイバーアタックについて、相談内容に応じて、警察庁や独立行政法人情報処理推進機構（IPA）等との連携等を行っていく。さらに、平成30年度も引き続き、営業秘密・知財戦略セミナーやeラーニングコンテンツ等による普及・啓発活動を強化しつつ、本相談窓口の周知を行い中小企業による活用を促進していく。（継続）

#### 10. 新興国等知財情報データベース

新興国等でのビジネスに関わる我が国の企業の法務・知財担当者等を対象に、各国の知財情報を幅広く提供することを目的とする情報発信ウェブサイトであり、新興国等を対象に出願実務、審判・訴訟実務、ライセンス実務情報、統計・制度動向等の情報を提供する。（継続）

#### 11. 海外知的財産プロデューサー派遣事業

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）において、海外での事業内容や海外展開先の状況・制度等に応じた知的財産戦略策定等、海外における事業展開を知的財産活用の視点から支援するため、海外での事業展開が期待される有望技術を有する中小企業等に対して、知的財産マネジメントの専門家（海外知的財産プロデューサー）を派遣する。（継続）

#### 12. 出張面接・テレビ面接 【30年度予算：0.3億円】

特許・意匠について、全国各地の中小・ベンチャー企業等の方々への支援を目的として、全国各地の面接会場に審査官・審判官が出張する出張面接を実施し、特許・意匠・商標につ

いて、インターネット回線を利用し出願人自身のPCから参加できるテレビ面接を実施する。また、平成29年7月に開設した「INPIT 近畿統括拠点（仮称）」において「出張面接審査室」・「テレビ面接審査室」を設置し、出張面接の重点実施日を設定する。さらに、地域の中小企業やベンチャー企業、研究施設等が集まるリサーチパークや大学等といった企業等集積地域を対象に、出張面接審査と特許権に関するセミナーを同時に開催する「地域拠点特許推進プログラム」を実施する。（継続）

#### 13. 知財金融促進事業 【30年度予算：1.5億円】

中小企業の保有する特許等の知的財産を評価することが困難な金融機関のために、融資を検討している中小企業が保有する特許・商標等の知的財産権を活用したビジネスについてわかりやすく説明した「知財ビジネス評価書」を提供する等、金融機関からの知財に注目した融資につなげる包括的な取組を行う。（継続）

#### 14. 日本発知財活用ビジネス化支援事業 【30年度予算：3.3億円】

中堅・中小企業や地域団体商標取得団体の知的財産を活用した外国でのビジネス展開の促進を支援するため、JETROを通じて以下の取組を行う。（継続）

- ①国内外におけるセミナーの開催から現地専門家を活用したビジネスプランの作成支援及びビジネスパートナーへのプレゼンテーション機会の提供等に渡る包括的支援。
- ②海外見本市への出展及び現地における商談会等の開催によるビジネスパートナーとの商談機会の提供。
- ③本事業への参加企業を対象とした技術流出に配慮した上での多言語による情報発信。
- ④現地パートナー候補の発掘等、海外事業展開に必要な調査の実施。

#### 15. 地域中小企業知的財産支援力強化事業 【30年度予算：1.7億円】

中小企業の様々な課題や地域特性等に応じたきめ細かな支援により中小企業の知財保護・活用を促進するため、意欲の高い地域の支援機関等による先導的・先進的な知財支援の取組を経済産業局等を通じて募集し、その実施を支援する。（継続）

#### 16. 海外知財訴訟費用保険補助事業 【30年度予算：0.6億円】

中小企業等が海外知財訴訟への対抗措置を取ることができるようになるため、全国規模の中小企業等を会員とした団体を運営主体とする知財訴訟費用を賄う海外知財訴訟費用保険制度の取組に対し支援を実施する。中小企業等を会員とする全国団体に補助金を交付し、海外知財訴訟費用保険の掛金の1/2（継続して2年目以降も本補助金の対象となる場合は、1/3）を補助する。掛金負担を軽減することで、中小企業の加入を促進する。（継続）

#### 17. 地方創生のための事業プロデューサー派遣事業 【30年度予算：1.2億円の内数】

地方における事業化機能拡充のため、潜在ニーズを掘り起こして事業を構想し、金融機関を含む地域ネットワークを構築・活用しながらシーズのマッチングから事業資金調達、販路開拓までを含めた事業創出環境整備を支援する「事業プロデューサー」を3機関に1名ずつ計3名派遣する。(継続)

#### 18. 特許情報の提供

高度化、多様化するユーザーニーズに応えるべく、平成27年3月に特許情報提供サービス「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」の提供を開始。J-PlatPatは、国内で発行された特許・実用新案・意匠・商標の公報類に加え、主要国(欧米)で発行された公報や、審査・登録・審判に関する経過情報の確認が可能である。また、外国特許文献、特に急増する中国・韓国特許文献を日本語で調査できるように「中韓文献翻訳・検索システム」の提供を平成27年1月より、ASEAN等の日本企業の進出が著しい諸外国の特許情報を照会する「外国特許情報サービス(FOPISER)」の提供を平成27年8月より、それぞれ開始している。なお、いずれのサービスもインターネットを介して無料にて提供している。(継続)

### 第7節 標準化の推進

#### 1. 中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用の推進

自治体・産業振興機関、地域金融機関、大学・公的研究機関(パートナー機関)と一般財団法人日本規格協会が連携し、地域において標準化の戦略的活用に関する情報提供・助言等を行う「標準化活用支援パートナーシップ制度」の下で、中堅・中小企業等向けに標準化の戦略的活用に関するセミナーを実施するなどの支援を引き続き行っていく。(継続)